

議案第 98 号

取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理事業施行規程を定める条例を廃止する条例

取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理事業施行規程を定める条例（平成 6 年守谷町条例第 14 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）
- 2 守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例（昭和 53 年守谷町条例第 6 号）の一部を次のように改正する。
別表第 3 附属機関の部取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理審議会の款及び同表補助機関の部取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理評価員の項を削る。

平成 28 年 12 月 13 日 提 出

守谷市長 松 丸 修 久

平成 年 月 日 原案 決

議 案	頁 数
98 号	1

提案理由（議案第98号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷駅周辺一体型土地区画整理事業の事業にかかる徴収清算金（分割納付）が完納され、当該事業に関する手続きが全て完了したことから、当該条例を廃止するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
98号	2

守谷市特別職の職員の給与，報酬，議員報酬，旅費及び費用弁償に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正			現 行			
別表第3（第9条，第10条，第14条関係）			別表第3（第9条，第10条，第14条関係）			
区分	職名	(略)	区分	職名	(略)	
執行機関	(略)		執行機関	(略)		
附属機関	(略)		附属機関	(略)		
	(削除)			取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理審議会	会長	(略)
	(略)				委員	(略)
補助機関	(略)		補助機関	(略)		
	(削除)			取手都市計画事業守谷駅周辺一体型土地区画整理評価員	(略)	
	(略)			(略)		